

ふるさと納税 ワンストップ制度 について



※ワンストップ制度とは？

ふるさと納税ワンストップ制度とは、確定申告をする必要のない給与所得者などが下記条件を満たす場合確定申告をせずとも、ふるさと納税による寄附金控除が受けられる特例制度です。

* ワンストップ特例申請を利用する条件

1. 給与所得または年金所得のみで、確定申告や住民税申告を必要としないこと
 2. 1年間（1月1日～12月31日）のふるさと納税の納付先（地方公共団体）が5自治体以下であること。
- （注）1つの自治体に複数回寄附をした場合の自治体は1自治体とカウントされます。

◆◇ワンストップ特例制度の申請方法と注意 ～郵送でご提出していただく場合～ ◇◆

- * 甲州市にご寄附いただく際にワンストップ特例制度の利用を希望された方には、寄附者様のお申込み住所（課税地ご住所かご確認ください）氏名・生年月日等を印字した「寄附金税額控除に係る申告特例申請書（通称）ワンストップ特例申請書（第55の書式）」を送付しております。
- * 申請する際には、「個人番号確認用書類（マイナンバー等）」・「身元確認用書類」の写しが添付書類として必要となりますので、別紙添付書類を参考にしてください。
- * 同封の返信用封筒をご利用ください。（A4サイズ手折り方式）
- * 個人情報が含まれる為、甲州市では、簡易書留などでの郵送を推奨しております。（普通郵便による未着につきましても責任を負いかねます。）
- * ワンストップ特例申請書は、同じ自治体に対する寄附であっても寄附されるたびに提出が必要です。受付完了後、お申込みの際登録いただきましたメールアドレスに「ワンストップ特例申請受付完了のご連絡」を送信させていただきます。

①申告特例申請書の提出は、寄附をした年の翌年1月10日までにご手続きください

なお、申請書提出後、記載内容に変更があった場合には、同じく1月10日までに所定の様式による変更手続きが必要となりますので、下記の「ふるまど」サービスやサポート室までお問い合わせください。

こちらの「ふるまど」より、ワンストップ申請書（変更届出書）のダウンロードやワンストップ申請の受理状況を確認することができます。便利なワンストップオンライン申請も「ふるまど」から出来ます。

<https://furusato-madoguchi.jp/service/koshu/>



マイナンバーをお持ちの方は
申請アプリ「IAM」
で簡単スマホ申請

◎◎◎ 注 意 ◎◎◎

ワンストップ特例制度につきましては、住民税を課税する自治体に寄附者様の情報を通知する仕組みとなっております。寄附を行った翌年1月1日時点での課税地住所地でのお申込みかを今一度ご確認ください。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・医療費控除や住宅ローン控除の申請などの為、確定申告または住民税の申告を行った。
- ・寄附をした翌年1月1日の住所地在申請書に記載された市町村ではなくなった（転居した）にも関わらず、変更届が出されていない。

※ワンストップ特例が適用されなかった方がふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、確定申告を行う必要がございます。

「寄附受領証明書」は寄附者様全員へ送付させていただきます。

ワンストップ特例申請をした後に、確定申告が必要となるケースがありますので、「寄附受領証明書」は大切に保管していただきますようお願い致します。

ワンストップ特例制度を申請した人が確定申告をした場合、確定申告が優先されます。確定申告をする場合は必ずふるさと納税に伴う寄附金控除を含めた申告手続きを行ってください。

※迷惑メール等対策を行っている皆様へ

お客様が迷惑メール対策等で、ドメイン指定受信を設定されている場合に、メールが正しく届かない場合がございます。以下のメールアドレスやドメインを受信できるように設定してください。

【 @furusato-lg.jp 】【 @onestop-lg.jp 】【 @city.koshu.yamanashi.jp 】【 @koshu.furusato-lg.jp 】

山梨県甲州市ふるさと納税サポート室

【ワンストップ申請の書類の送付先】

〒400-0864 山梨県甲府市湯田2-12-18

※ 甲州市は事務の一部を外部事業者に委託しております

TEL : 050-5530-3444 月～金 9:00～18:00

メール : support@koshu.furusato-lg.jp



「ふるまど」から
登録内容等に関する
変更連絡等のお
問い合わせが出来
ます。